

令和5年12月 定例会

第1号（令和5年12月19日）

□ 出席議員及び欠席議員の氏名	P1
□ 会議録署名議員の氏名	P1
□ 職務のため議場に出席した者の職氏名	P1
□ 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	P1
□ 議事日程	P2
□ 開会	P4
□ 会期の決定	P4
□ 諸般の報告	P5
□ 議案の上程	P5
□ 施政方針並びに提案理由の説明	P6
□ 一般質問	P9
□ 散会	P30

令和5年12月

池田町12月定例会 会議録

第 1 日

招集年月日	令和5年12月12日			池田町告示第39号		
招集の場所	池田町議会議場					
開会日時	令和5年12月19日			午後1時30分		
散会 閉会	令和5年12月19日			午後3時13分		
出席 8名	議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
欠席 名	1	清水 龍司	出	5	松井 靖明	出
遅刻 名	2	岡村 祐	出	6	宇野 一正	出
早退 名	3	富田 重弘	出	7	宇野 邦弘	出
	4	丸石 純一	出	8	佐野 和彦	出
会議録署名議員	4番	丸石 純一		5番	松井 靖明	
職務のため 議場に出席 した者の 職・氏名	議会事務局長代理 町長 副町長 教育長 総務財政課長 町土整備課長	坂本利夫 杉本博文 溝口淳 内藤徳博 森川弘一 山崎政弥	住民税務課長 農村政策課長 木望の森づくり課長 保健福祉課長 教育委員会事務局課長	佐野成美 中村博司 長谷川正喜 山口証明 飯田康志		

議事日程

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和5年12月定例会日程表（第1号）

令和5年12月19日（火）

午後1時30分 開会

開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて

（専決第9号 令和5年度池田町一般会計補正予算（第9号））

日程第5 議案第68号 令和5年度 池田町一般会計補正予算（第10号）

日程第6 議案第69号 令和5年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第7 議案第70号 令和5年度 池田町国民健康保険診療施設

特別会計補正予算（第4号）

日程第8 議案第71号 令和5年度 池田町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第9 議案第72号 令和5年度 池田町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第73号 池田町集落定住支援住宅の設置及び

管理に関する条例の制定について

日程第11 議案第74号 道のオアシス フォーシーズンテラス設置及び

管理に関する条例の制定について

日程第12 議案第75号 池田町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第13 議案第76号 池田町手数料徴収条例の一部改正について

日程第14 議案第77号 町道路線の認定について

日程第15 一般質問

閉議

令和5年12月定例会議録（初日）

令和5年12月19日

開始時間 午後1時30分

○宇野議長

本日、令和5年池田町議会12月定例会が召集されましたところ、議員各位には、ご多忙にもかかわらずご参集いただき、厚く御礼申しあげます。

只今の出席議員は、8名全員であります。定足数に達しておりますので、只今から令和5年池田町議会9月定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、「4番 丸石純一 君」「5番 松井靖明 君」の両名を指名致します。

日程第2

会期の決定を議題と致します。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から21日までの、3日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員各位

異議なし

○宇野議長

異議なしと認めます。

よって本定例会は、本日から21日までの、3日間に決定いたしました。

お諮りいたします。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配布しております、定例会会議予定表のとおりであります。

なお、委員会審議のため、20日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員各位

異議なし

○宇野議長

ご異議なしと認めます。

よって19日と21日は本会議、20日は委員会審議のため、休会することに決定いたしました。

○宇野議長

日程第 3

諸般の報告を致します。

本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおりであります。

本定例会にすでに配布のとおり、議案第 67 号ほか 10 件が提出されております。

なお、地方自治法第 121 条の規定により、説明のため町長ほか関係者の出席を求めております。

以上で諸般の報告を終わります。

○宇野議長

日程第 4

議案第 67 号 専決処分の承認を求めるについて

(専決第 9 号 令和 5 年度池田町一般会計補正予算 (第 9 号))

日程第 5

議案第 68 号 令和 5 年度 池田町一般会計補正予算 (第 10 号)

日程第 6

議案第 69 号 令和 5 年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 7

議案第 70 号 令和 5 年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 8

議案第 71 号 令和 5 年度 池田町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 9

議案第 72 号 令和 5 年度 池田町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 10

議案第 73 号 池田町集落定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 11

議案第 74 号 道のオアシス フォーシーズンテラス設置及び管理に関する条例の
制定について

日程第 12

議案第 75 号 池田町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 13

議案第 76 号 池田町手数料徴収条例の一部改正について

日程第 14

議案第 77 号 町道路線の認定について

以上、11議案を一括議題とします。議案の朗読を省略します。

町長より施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

○杉本町長

議長 町長 杉本

○宇野議長

町長 杉本 君

○杉本町長

本日、町議会 12月定例会が開催され、一般会計補正予算案をはじめ、11議案のご審議をいただくにあたり、その概要についてご説明申し上げます。

はじめに、今年も早、師走を迎へ、気忙しい時節を迎えられましたが、議員各位には、全員のご出席を頂き、御礼申し上げます。

さて先月 11月 19日、長年の悲願ともいえる冠山峠道路が開通となりました。これまでの半世紀にわたり、ご尽力いただいた諸先輩の方々、沿線自治体の皆様、国、県の関係者の方々、沿線経済界の皆様、そして大変大きな学術的援護をいただきました元福井大学副学長、故本多義明教授を中心とした冠山道路研究会の皆様に衷心より感謝御礼申し上げる次第でございます。この上は、この道路を大切に利活用することで池田町の振興に役立てるよう努めて参りたいと意を新たに致しております。

また一方で、往来が激しくなったことによる課題や改善点、不安も表面化したことから、町といたしましては、国や県、さらには県警察、公安等とも協議を図り、諸対応進めてまいりたいと考えております。

また、町内の経済的、効果獲得への諸対応につきましても各機関、各種団体等との意見交換など進めてまいりたいと考えております。さらに、この新たな中京地域と北陸地域をつなぐ道路の開通は、地域内道路の開通とは異なり、質も規模もかなりの違いはあることから、多種の不法行為や自然破壊、乱開発など、大きな懸念となっております。町といたしましては、これらの懸念に対処するため、早急な予防防止への条例等の整備が必要と考えております。

次に目下、町におきましては、新年度へ向けての事業予算の編成期に臨んでおりますが、その状況の一端をご報告致します。

まず国を挙げての重要課題となっております、子育て教育支援に関する取り組みにつきましては、教育委員会、保健福祉課が中心となり池田町の支援現状を基に、町民意見

や全国事例とともに、国の戦略支援策の情勢を睨みながら、協議を重ねております。

出会いの機会から結婚への支援、経済的支援、制度やサービスの強化支援などについて、現状の検証とともに、充実化に向けて検討を加えたいと考えております。

また町はこれまで、危機的との意識をもって地域自治・集落自治の高度化、持続化への支援を実施してまいりましたが、ソフト支援型が中心となっており、インセンティブやモチベーションといった、内発的動機の引き出しが難しいとの意見が区長会等から聞かれることから、取り組み事例などを示した行動誘導型、地域経営型支援について検討を加えたいと考えております。その他、人口減少対応、人手不足対策等についても、事業検討を図るよう指示するとともに、農業者からの指摘も出ている営農生産における栽培基準や伴う交付金基準についても整理改善とともに先進化を図るよう指示致しました。

次に来春のオープンを目指し、鋭意、建設工事が進んでいる「道のオアシスフォーシーズンテラス」内のビジターセンターにおける飲食コーナーへのサービス提供プラン、テナント募集につきましては、12月13日、町のホームページに掲載するとともに町広報誌においても町民にご案内したいと考えております。以上、町政諸事の報告といたします。

それでは、本日ご提案致しました各議案の概要についてご説明申し上げます。

はじめに議案第67号、専決処分の承認を求めるについて、専決第9号令和5年度池田町一般会計補正予算、第9号につきましては、物価高騰に直面する低所得者世帯に対し、国の給付金1世帯あたり7万円分を早急に支給する必要があるため1,548万4千円を専決処分いたしましたので、議会に報告し承認を求めるものでございます。

次に議案第68号、令和5年度池田町一般会計補正予算、第10号につきましては、この度7,991万3千円を追加し、予算の総額を46億2,849万6千円といたしますのでございます。主な内容について申し上げます。

まず2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費におきましては、戸籍氏名にフリガナを表記する法改正に対応するため戸籍システムの改修費443万3千円を計上致しました。

7項企画費、3目環境推進費におきましては、ウッドラボの夏場の温度上昇を抑制するため遮熱塗料の塗装工事費869万円を計上いたしました。

次に6款農林水産業費、1項農業費、3目地域農政振興費費におきましては、下地区での土地改良事業に対し、農業機械等の導入支援として補助金1,413万9千円を計上いたしました。

次に7款商工観光費、2項観光費におきましては、冠山峠道路開通に伴う往来者増加への諸対応を行うものでございます。1目観光開発総務費において、目的地にスムーズに到着できるよう道路や施設の案内看板の修正で622万円を、2目観光開発費においては、来週オープンの道のオアシスフォーシーズンテラスの備品購入として2,133

万7千円を、9目池田屋運営費におきましては、そばの郷池田屋の駐車場拡張整備として518万1千円を、10目まちの駅運営費においては、こってコテいけだのテラス席整備やレジシステムの更新等で697万7千円を計上いたしました。

これらの財源と致しましては、11款国庫支出金で457万2千円を、12款県支出金で2,476万7千円を、16款繰越金で5,036万円を、17款諸収入で21万4千円をもって調整致しました。

次に議案第69号、令和5年度池田町国民健康特別会計補正予算、第4号につきましては、ほっとプラザの消防用設備の修繕費等で80万9千円を追加し、予算の総額を2億9,896万6千円といたすものでございます。

次に議案第70号、令和5年度池田町国民健康診療施設特別会計補正予算、第4号につきましては、消費税の中間納付額33万円を追加し、予算の総額を1億8,136万6千円といたすものでございます。

次に議案第71号、令和5年度池田町下水道事業特別会計補正予算、第4号につきましては、消費税の中間納付額等29万3千円を追加し、予算の総額を2億4,120万円といたすものでございます。

次に議案第72号、令和5年度池田町介護保険特別会計補正予算、第3号につきましては、介護保険の住宅改修等の利用件数が増えたため保険給付費185万2千円を追加し、予算の総額を4億3,086万3千円といたすものでございます。

次に議案第73号、池田町集落定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、若者世帯の集落への住宅促進と地域活力の創出を目的として現在、水海地区に整備しております町営住宅について入居に係る必要な事項を定めるものでございます。

次に議案第74号、道のオアシスフォーシーズンテラス設置及び管理に関する条例の制定につきましては、現在、志津原地区において整備を進めております道のオアシスフォーシーズンテラスについて、施設の管理・運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に議案第75号、池田町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、子育て世代の負担軽減を目的に出産予定又は出産した国民健康保険加入者について、産前産後の一定期間保険税を減額する制度が令和6年1月から始まるところから所要の改正を行うものでございます。

次に議案第76号、池田町手数料徴収条例の一部改正につきましては、戸籍謄本等の交付請求が本籍地以外の市区町村の窓口でも行えるように所要の改正を行うものでござ

います。

次に議案第77号、町道路線の認定につきましては、水海地区にて整備中の町営住宅団地内の道路を町道として管理するため道路法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、本日ご提案いたしました各議案の概略について、ご説明申し上げました。

何卒、十分なご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○宇野議長

日程第15

一般質問を行います。これより、通告順に発言を許します。

最初の質問者 岡村 祐君

○岡村議員

議長 岡村

○宇野議長

岡村 祐君

○岡村議員

岡村でございます。私から1点、農業振興についてお訪ね致します。

池田町の主たる産業である農業について、農家さんの世代交代・後継者問題があります。担い手不足の他にも新規就農するにあたっての経済的負担が課題です。小規模から始めると言っても収入面が低くなります。大規模になると当然ながら投資額が一気に大きくなります。昨今、機械や設備、施設、資材、燃料費や電気料が高騰する一方で、米価や畜産の価格は下がっています。重労働であることに加え、不安定な収支となると農業への就労意欲があっても現実的には、踏み止まってしまいます。池田町において農業は食・文化・田園風景へとシンボルであります。もちろん観光や外部へのPRの柱としても大きな役割を担っています。就農者の支援として既存の国や県の制度以外にも、町独自の支援が必要だと思われます。今後池田町の農業を持続していくため、町独自の支援策をご検討であればご教授ください。

以上です。

○農村政策課長

議長 農村政策課長 中村

○宇野議長

農村政策課長 中村君

○農村政策課長

私より、岡村議員からの新規就農者に対する町独自の支援策に対しての質問にお答えします。

現在、国が行う新規就農者への支援体制としては、新たに経営を始める者に対して資金面を支援する「経営開始資金」、さらに経営発展を目指す者が機械や施設整備を行う場合に支援する「経営発展支援事業」などがあります。これらを活用していくことが、最も最適かなと、いうふうに考えてございます。ただ池田町の場合、農家の高齢化にともない、また担い手不足が危惧される中で、地域の将来を見据えた池田町独自の課題を検討した、新規就農支援策は必要があると考えております。

町が独自の支援策の検討する場合の重要な視点として、新規就農者の個人への単なる経営支援だけではなく、池田町の特色ある農業を理解し、牽引することのできる農業経営者としての育成や、密接な関わりがある集落や地域との連携による農村活性化を目的とした支援にすべきと考えているところであります。

以上、岡村議員の質問の答弁とさせていただきます。

○宇野議長

只今の理事者の答弁に対して、岡村祐君よろしいですか。

○岡村議員

はい。

○宇野議長

これにて岡村祐君の一般質問を終わります。次の質問者に移ります。

次の質問者は、宇野邦弘 君。

○宇野邦弘議員

議長 宇野邦弘

○宇野議長

宇野 君

○宇野邦弘議員

宇野邦弘でございます。大きく5点、質問致します。

1つ、会計年度任用職員の実態と待遇改善についてです。3年前から始まった会計年度任用職員制度。岸田首相は待遇改善のためと誇って期末手当も確かに支給できるようになった訳でありますけれども、しかし会計年度任用職員の1割しかいないフルタイムの職員にしか支給されません。しかも正規職員との間での差があります。そこでお聞きいたします。11月に行われた臨時会の中で、人事院勧告に基づいて池田町でもフルタイム任用職員に対する期末手当と給与の改定が行われました。当然であり私も賛成いたしました。し

かし、正規職員は4月に遡って給与を増やすのに会計年度任用職員については、遡っていません。なぜこんな区別をしたのですか。小浜市では議会の中でも異論が出されて、次の機会に「善処する」と報道されています。県内自治体の対応もこの際お聞きしたいと思います。総務省は会計年度任用職員の賃金引上げについても正規と同様にとの趣旨の通知を以前に出しています。さらに11月29日の参議院総務委員会では、総務大臣がこう答弁しています。「会計年度任用職員の4月遡及分を含む賃金改定については、補正予算を組んでおり地方交付税の増額で対応する。地方団体の財政運営に支障が出ないようにしっかりと対応する」と答弁しています。こうした通知や国会での大臣答弁を踏まえて、改めて正規職員と同様4月遡って、措置を取ることを求めたいと思います。いかがでしょうか。この問題で国全体の会計年度任用職員、自治体の8割が女性だと言われています。池田町でもそうだと思いますが、こうした圧倒的に女性が占める会計年度任用職員の待遇、これは任用・雇用の不安を抱え、賃金も正規職員と区別される。こういう事態、改善されるべきではないでしょうか。「公務非正規全国ネットワーク」という全国組織がありますけれども、アンケートを会計年度任用職員に取りました。その中でも正規職員との賃金格差、年度毎の雇用、大きな不満を出しています。本来、正規職員と同じような仕事をしていながら会計年度任用職員として採用する。本来正規職員として働く分野の多くを結果的にはこうした女性が委ねられている。これはやっぱりジェンダー平等という社会の今の流れから見ても逆行するのではないかでしょうか。町長はこうした事態について、いかがお考えでしょうか。所見をお聞きいたします。

2点目、敬老会中止に関わる問題です。これは以前の議会でも、本会議でも委員会でも問題になりましたけれども、町長は9月議会の説明で「専門家からの意見・指導を仰いで。また老人クラブ連合会役員の方々とも相談し、中止を決めた」、こう言われました。でも老人会の役員の中心的なある方は、「よく分からんうちに中止となった」こう語っています。どこまで関係団体と協議をして十分な理解と納得の下で決めたのですか。改めて経過の説明を求めます。この問題に関わって「敬老ごちそう券」が配られました。使える店は漁商組合、酒販組合そして、こていけ号、お店の数は7つだけです。なぜこんな限定された商品券にしたのですか。これも決めた経過・判断基準、お聞きいたします。

3点目、これも9月議会で私も述べさせていただいた問題で申し訳ないんですけども、足羽川ダムの湛水地域活用に係る問題です。先だって水没地区ダム対策委員会の役員の方3名がダム事務所の方に大本に来てもらって要望・交渉する機会がありました。私も同席させていただきました。要望内容はダム湛水最上流地点での広場駐車場を整備して欲しい。大本地域での林道整備が欲しい。携帯のアンテナが復旧して欲しい。千代谷や大本の神社の保障や合祀に関わっての問題等です。ダム事務所は持ち帰って、おって回答することでした。町としてもこうした水没地区ダム対策委員会の要望を具体的に把握して必要だと判断しての対応をお願いしたいと思います。大本の広場整備の要望は、ダム湛水の最上流の所に桜を植えたり、関係住民が集まる広場として整備して欲しい。駐車スペースが整備されることは龍双ヶ滝に訪れる方、大型バス等にも有効に活用できる。管理は関係者が行うから整備だけしてくれ、こういう要望です。林道整備の要望は、町とダム事務所に求めて、私も以前求めましたけれども、今の県道、ダム管理用道路を残しているんで湛水している時以外は使えるから、それを使えば良い。こういうことでした。しかしいつ湛水

するか、これは流水型ダムですから分かりません。使えない時もあります。やはり當時使える林道整備が必要であるのではないでしょうか。携帯アンテナの問題は、塔は建っています。設備が撤去された。これを復旧できるように、是非、町としても要望、詳しくつかみ、必要なことはダム事務所、国に求めていただきたいと思います。

4点目、そばの郷池田屋の駐車場確保の問題です。9月議会の課長答弁では「駐車スペースを確保するのか悩ましいところ。新しい地権者とも引き続き、借りる方向で交渉したい」こう答弁されました。新しい所有者の方も町に貸すつもりだと言っていました。ところがその後、私が役場に聞いたところによれば、あるいは新しい所有者からの寄せられた意見を聞いたところによれば「もうここは借りない」こういうことでした。これでは駐車スペースが減ってしまうんじゃないでしょうか。今議会に提案された補正予算の中で、池田屋運営費の項目の中に、施設修繕工事、駐車場、新たな整備のために先程の町長提案にもありました518万円が載しております。その関係について、また今後どう駐車場を確保していくのかどうか、このことについてご答弁をお願い致します。

最後です。庁舎建設に伴う町産材の伐採・集材・製材・保管場所などについて、全体計画と進展具合を示していただきたいと思います。庁舎建設に町有林の材を活用するための搬出作業について、実証実験として3000万円以上のお金を注いで行ったヘリコプター利用、その結果を踏まえても、よもやヘリコプター利用は、もう無いですね。明確に答えたいと思います。

また今後、搬出した材の主場、乾燥製材の場所、製材保管場所や借用料金等はどう考えていますか。6月議会の討論の中でも、委員会審議の中でも木材調達委託料は、3100万円組まれています。構造材840m³。その他材360m³、柱材130本ということです。製材品の保管場所として、森林組合が所有している元製材所、市のところの元製材所建物を組合から借りるそうですが、ここだけで足りるのでしょうか。あと何ヵ所か打診しているということも聞きますけれども、いずれにしても、こうした全体計画や進展具合を示していただきたいと思います。開かれた町政運営という点でも、可能な限り途中結果であっても住民に知らせ、意見も聞きながら進めるということが大事です。いかがでしょうか。

以上、町長並びに関係課長の答弁を求めて、私の最初の質問と致します。

○総務財政課長

議長 総務財政課長 森川

○宇野議長

総務財政農村課長 森川君

○総務財政課長

私より宇野邦弘議員の、会計年度任用職に関するご質問にお答え致します。

まず11月臨時会にて、ご決議いただきました「会計年度任用職員の給与改正について」、遡及適用を行わなかったことへのご質問ですが、県内の状況を申し上げますと、今年度遡及適用を行うと公表済みの自治体は5市町で、遡及適用を行わない自治体は9市町あると理解しております。会計年度任用職員の給与の取り扱いについて総務省より5月

に地方自治法第245条の4に基づく「技術的な助言」として発出されております。その内容を申し上げますと、改定された常勤職員の給与の種類、その他の改定の内容および当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮の上、改定の時期を含め当該常勤職員の給与の改定に係る取り扱いに準じて改定することを基本とするようお願いいたします。となっております。町としましては、総務省の通知は理解しましたが会計年度任用職員の採用をする際には、任用期間を定め勤務の内容や給与の額、給与等の条件を明示し、お互いが納得の上、勤務条件通知書を交付することにしております。年度の給与額を職員が了承した上での任用となっていることから給与改定が行われた場合でも常勤職員のように遡及適用は行わないようにして参りました。しかし、常勤職員に近づける趣旨から11月の条例改正では、翌年度を待たずに給与の見直しを行うこととし、全会計年度任用職員について、時給等の見直しを行っております。次に会計年度任用職員は女性が多く、待遇にも差を付けているとのご発言だと思いますが、これにつきましては、事実と異なり誤解を生む発言かと存じますので、改めてご説明させていただきます。まず本町の会計年度任用職員の男女の状況ですが、10月1日現在、51名職員を任用しております。その内男性が16名、女性が35名となっております。割合では女性が69%となっております。そして、会計年度任用職員の選考におきましては、性別の差がなく採用を行っております。女性割合がまたま高いことであるとか、給与について遡及適用を行っていないということがジェンダー平等に反するとも考えられません。

以上宇野邦弘議員のご質問のお答えと致します。

○保健福祉課長

議長 保健福祉課長 山口

○宇野議長

保健福祉課長 山口君

○保健福祉課長

只今の宇野邦弘議員の、敬老会についてのご質問にお答え致します。

まず敬老会の中止につきましては、時系列にご説明いたしますと、今年の2月の老人クラブ役員会にて、敬老会の開催について、ご協議いただき「開催を希望します」とのご意見を頂戴いたしております。その後7月に、新型コロナ感染状況と今後の社会情勢を踏まえまして、池田診療所の医師および町感染症担当者の意見を聴取した結果、公的な町がこれまで通り74歳以上の高齢者を数百人、一ヵ所に集め飲食することは感染症対策の観点から不適切であるとの意見がありました。これを受けて検討を行い町と致しましては、今後、従来の形式の敬老会は実施しないこととし、7月に老人クラブ会長および老人クラブ事務局をしており敬老会の演芸をしております社会福祉協議会へお伝えし、理解を得ております。そして8月の老人クラブ役員会において、その旨をお伝えしたことを確認しております。次に敬老お祝いごちそう券の使用できる店舗を限定していることについてのご質問ですが、ごちそうという券の名称のとおり、飲食物をご購入いただきまして、ご家庭などで祝っていただきたいとの趣旨から町内の漁商組合と酒販組合としており、また移動

が困難な方からのなかなか買いに行けない、と言った声を受けて、町の駅こってコテいけだが運営しております移動販売車の7店舗に限定をいたしております。

以上で保健福祉課から宇野邦弘議員へのお答えとさせていただきます。

○町土整備課長

議長 町土整備課長 山崎

○宇野議長

町土整備課長 山崎君

○町土整備課長

宇野邦弘議員の、足羽川ダム関連のご質問についてお答え致します。まず部子川ダム対策委員会が国に対して大本上流部に駐車場・広場の整備を要望した点については、池田町としても情報提供を受け、承知しております。このような施設整備は、原則として足羽川ダム水源地域整備計画に登載することが必要であり、国・県・町が足羽川ダム建設に伴う地域活性化策の実施に関する協定書を平成26年に締結する際、十分に地元の意見を伺いましたが、この計画については要望されておりませんでした。町と致しましては、水源地域整備計画に登載されていないことや施設管理が困難と思われ、湛水区域を占用してまで施設建設することはデメリット面が多く得策ではないと考えております。林道については、地元主体で森林整備を行うための作業道を作設する旨の計画は承知しておりますが、林道開設の要望は伺っておりません。各種の国等への要望につきましては、その必要性、また施設管理を十分検討した上で、適切に処理して参りたいと考えております。

次に役場新庁舎・図書館の建設に必要となる木材調達の全体像についてお答え致します。木材調達は、令和5年から令和7年に跨る事業であり、新庁舎・図書館建設に必要となる構造材約780m³、内装等の造作材約360m³をJIS規格（日本農林規格）相当で乾燥・製材を行い、新庁舎・図書館の建設工事、受注者の決定後、これに引き渡すまでの事業となっており、総額約3億円を予定しております。原木の調達先につきましては、木材市場からの調達および水海町有林の伐採木を活用します。水海町有林伐採事業につきましては、後程、木望の森づくり課長からご説明申し上げます。令和5年の調達業務におきましては、6月議会で予算をお認めいただいたうえで、池田町内の製材業者である有限会社谷本木材と3031万円で契約を致しました。この契約では、木材市場で主に池田町産材を仕入れ、一時加工までを行う業務となっており、役場に納品する一時加工品は、製材で240m³となっております。現在の進捗は、約13m³となっています。令和6年度の調達内容につきましては、大きく4区分に分け実施致します。1つ目としては、令和5年で製造した一時加工品を最終製品に仕上げる業務です。2つ目は、木材市場から原木を仕入れ最終製品にまで仕上げる業務。3つ目は、水海町有林伐採木を調達事業者が買い付けて最終製品に仕上げる業務。4つ目は、内装などの造作材の調達業務です。令和7年年度は、施設の木工事が始まる年次であり、令和6年に仕上げた最終製品を建設工事受注者に引き渡します。また一部不足が生じた材についての調達を行う予定となっております。なお、調達業務における製品や原木の一時保管につきましては、受託者が業務を円滑

に進める上で、最も合理的な場所の確保を検討していると聞いており、その経費を含めた額で契約をしております。

以上、宇野邦弘議員のお答えと致します。

○農村政策課長

議長、農村政策課長 中村

○宇野議長

農村政策課長 中村君

○農村政策課長

私より、宇野邦弘議員からの、そばの郷池田屋の駐車場の件についてお答えします。

池田町としては、新たな所有者とこれまでのとおり駐車場として借り受けしようと協議をする中、該当の土地の一部において土地所有者自身が新規事業を行う計画があると聞いております。

池田町としてはこれまで通り、全部をお借りする予定でしたが、同じ土地の一部において他者が事業を展開していくとなると、本来の駐車場としての使用の制限が生じるものと判断し、契約解除としました。

新たな用地においては、所有者から同意を得たことから、来春以降の駐車場不足を緩和するため、整備を進めることとしています。

以上、宇野議員へのご質問のお答えと致します。

○木望の森づくり課長

議長、木望の森づくり課長 長谷川

○宇野議長

木望の森づくり課長 長谷川 君

○木望の森づくり課長

私からは、宇野邦弘議員ご質問の、木材搬出実証事業を踏まえてヘリコプター利用を今後すべきでないが見解は。また先程、町土整備課長が答弁した内容の水海町有林伐採事業についてお答えします。

まず、昨年実施させていただいたヘリコプター木材搬出実証実験は、池田町の民有林15,638haの内、81%が急傾斜地・奥地林分であり、これら林分において、防災上のリスクのある道をつけて伐採搬出すること、および伐採後の育林を行うためには、多くの費用と時間を要している状況でございます。このままだと奥地林分の成熟林は、諦めるほかないこととなってしまいます。100年間も手入れした木が放置され、クマやシカに剥がされて枯れる事をみすみす待っておけない場面を想定し、解決の一つとして、ヘリコプター搬出による収益性と皆伐によらない樹種転換の検証を行ったところでございます。検証結果としては、林道や作業道のない奥地林分の優良木を搬出する場合、ヘリコプター

搬出は、発着場所の確保や人家、送電線を避けるなどの規制の問題はございます。短期間で搬出することや発着場所を製材所に直送できる大型トラックの乗り入れが可能な場所とすることで、比較的優位に販売できる利点があることが分かりました。実証事業としては、価値のあるものだったと思っています。従って針葉樹・広葉樹も含め、高価値と判断される奥地林分で林道や作業道の開設困難な場所においては、ヘリコプター搬出を行う事を選択肢に入れつつ、近年の社会情勢や木材価格の低迷を考慮すると林道アクセスが良好で、再造林が出来る場所での木材生産を基本として、進めることが基本であると考えております。

次に令和5年度に実施している「水海町有林伐採事業に係る木材調達事業の進捗状況について」、ご報告します。

趣旨としては、役場建設に伴うA材かつ建築に必要な製材寸法に適した構造材の伐採、葉がらし乾燥、土場販売を計画しております。伐採場所は、池田町水海地係です。伐採本数は、庁舎建設に必要な主要部材となる480本の伐採です。現在の進捗状況といたしましては、9月に伐採業務を発注し、10月に胸高直径28cm～70cmの選木を行い、11月下旬より伐採し、480本の伐採が完了しております。原木材積では1200m³で、A材率7割とすると、製材用原木840m³が確保出来たと推定しております。今年度事業は、葉枯らし乾燥を行い、来年度事業として、5月下旬より玉切・造材を行った後、搬出、土場にて販売を予定しております。なお、搬出土場および販売価格については、現在検討中でございます。

以上で宇野邦弘議員へのお答えと致します。

○宇野議長

只今の理事者の答弁に対して、宇野邦弘君よろしいですか。

○宇野邦弘議員

議長、宇野邦弘

○宇野議長

宇野邦弘君

○宇野邦弘議員

いくつか再質問させていただきます。

まず最初に、森川総務課長が会計年度任用職員の男女間の区別ですけど、差をつけていふうに私が言ったということとの関係ですが、私が言い間違ったらごめんなさい。そういう意味ではなくて、女性が圧倒的に多数、池田町でも、全国でも8割、池田町では60何パーセントを占める会計年度任用職員が正規職員との間での区別がある、差別があると言う意味で言ったのであって、会計年度任用職員の男と女での差があると言ったつもりではございませんので、悪しからずお願ひします。

それで質問したいのは、ごちそう券の問題ですけども、老人クラブの方が言っているのは、決まった後に、今の報告では8月に、老人クラブ役員会で了解してもらったと、その

前7月に老人クラブ会長や事務局である社協と診療所の先生らとも相談して、もうやめようということを決めて、その後に初めて言うなれば老人クラブ役員会で確認されたと。だから、その決まってから8月の老人クラブ役員会に改めて、こういう事になりましたというふうになっているのがおかしいんじゃないか！こういう事なんですけどね、ですから、あくまでも、もちろん主催は池田町ですから町が決めれば良いんですけども、本当に充分に老人クラブの中での理解と納得が無い状況で、事が進んだということは言えるんじゃないかなと、そう言った点で今後改めていただきたいと思います。

ダム関係では、その水源地域のそういう計画、平成20年度のどこには含まれていないということですが、これは変更が可能なのではないでしょうか。で、町としても大本の最上流地域のそういう整備については、承知しているってことなんで、是非これは計画そのものの変更も含めて検討できないものでしょうか。

はい、取りあえず以上。

○総務財政課長

議長 総務財政課長 森川

○宇野議長

総務財政農村課長 森川君

○総務財政課長

私より、会計年度任用職員の件について、もう少し付け加えて説明させていただきます。会計年度任用職員と正職員の中で差があるのか、という話なんですけども、勤めていただく職種、事務の補助であるとか保育の補助であるとか、いろいろな職種に就かれておりますけれども、給与自体は同じ給与表を我々職員と使っております。その中で経験年数であるとか、今まで持つておられる資格であるとか、そういう事を加味して、どうの給与で行きますよ、ということでさせていただいておりまして、大きく特別差があるというふうな認識はしておりません。その人、その方の職種であるとか働き方に合わせた給与の提示をさせていただいているというものです。

以上です。

○保健福祉課長

議長 保健福祉課長 山口

○宇野議長

保健福祉課長 山口君

○保健福祉課長

只今の宇野邦弘議員の敬老会に関するご質問にお答え致します。

まず準備期間もございますので、老人クラブの会長の方にお話ししまして軌道修正が出来る期間内に、まずお話ししまして、その後、老人クラブの役員会でご連絡いただいた

という経緯で、多少前後した経緯はございます。併せてまして今年3月の定例会の一般質問を受けまして、敬老会そのものの在り方を検討いたしまして、今後実施しないよう決定したいとお答えしていると思います。コロナ禍の前と後では、生活様式や考え方方が大きく変わった方もおられると考えられますし、これまで通り一箇所に後期高齢者を数百人集め飲食をすることが適切なのか、全ての高齢者、多くの高齢者がその形態を望んでいるのか、お体の具合や脳やかな場が苦手などの理由でご参加が出来ない方もいらっしゃるなども含め、敬老事業の持ち方・内容について検討し、一方的ではなく、協議した結果と考えております。楽しみにされていた方もいらっしゃることと思います。申し訳ございませんがご理解頂けたらと考えております。併せて経緯の中身についてもご説明いたします。先程の答弁のとおりになりますけれども、検討の内容といたしましては、町民体育館の方に町内全域から集まり昼食を取りながら催し物を楽しいんでいた、従来での形式での直近の開催は令和元年度となりますけれども、参加出来た対象者の方は38%に留まっております。会場までの送迎により自家用車等の交通手段の無い方でも参加出来るように実施いたしておりましたけれども、予定が合わない、体の状態などの理由で参加率は半数を割っていた状況であります。また敬老会に不参加となった方に対しましては、名簿の冊子をお送りするだけとなっておりました。一方で令和2年度以降では、敬老祝いごちそう券の進呈と特別番組も放送を致しております。ごちそう券の使用率につきましては、令和4年度においては94.6%と、非常に高く、多くの高齢者に広く、長寿をお祝い出来ていると考えております。そう言った事も踏まえまして、今後従来の形式の敬老会は実施せずに、しないことに決定の方を致しております。またごちそう券の配布につきましても、社会福祉協議会等の協力を得て、一部の世帯となっておりますけれども、小学生のお子さんによる高齢者世帯の配布等も行っておりまして、世代間の交流や施設に入所している方へのごちそう券に変わります品物の贈呈を行っております。皆で祝える形態で行っております。

以上で、保健福祉課から宇野邦弘議員へのお答えとさせていただきます。

○町土整備課長

議長 町土整備課長 山崎

○宇野議長

町土整備課長 山崎 君

○町土整備課長

宇野邦弘議員の、水源地域整備計画は変更できるか、という再質問でございます。

結論から申し上げますと、変更は可能でございます。しかしながら国・県との協議・調整が必要となっております。また先程も申し上げた通りですね、管理面におきましては、非常に危惧されるという事を考えております。また併せて、その広場等の使用頻度、果たして掛けた費用に対して、それだけの値打ちがあるのかどうか、こういった点を十分、今後検討していくかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○宇野議長

宇野邦弘君よろしいですか。

○宇野邦弘議員

議長、宇野邦弘

○宇野議長

宇野邦弘君

○宇野邦弘議員

今、最後の答弁では変更の可能性はあると言うこと、改めて確認致しましたので、今後是非、具体的に国・県との調整を進めていただきたい。お願ひします。

最後にそばの郷池田屋の前の新たな駐車場というの、もし差支えなければ、どちら辺ど、という事をお願いしたいと。以上。

○農村政策課長

議長 農村政策課長 中村

○宇野議長

農村政策課長 中村君

○農村政策課長

今の宇野議員の、新たな用地の場所ということにつきましては、今の施設の西側というところまでと、お答えさせていただきます。また後に資料等につきましては、図面等につきましては、ご提示させていただこうかなと考えております。以上でございます。

○宇野議長

これにて宇野邦弘君の一般質問を終わります。次の質問者に移ります。

次の質問者は、清水龍司 君

○清水龍司

議長 清水

○宇野議長

清水龍司 君

○清水議員

清水龍司です。6月、9月の一般質問で行った獣害とポイ捨て問題は、より多くの方から対策をと、言う声を聞くようになりました。町外観光客向けの政策も悪いとは思いませ

んが、町民生活に沿った町づくりを進めていきたいと清水は思いますので、どうぞよろしくお願い致します。今回は3つの質問をいたします。

1つ目は、高齢者向け住宅を拡充する政策意思はあるか、についてです。

福祉施設や医療機関で働く方々には、仕事量と時間、報告業務やイレギュラーなど様々な事柄の日々対応の素晴らしさに敬意と感謝を表します。高齢化は年々進み、お年寄りの生活不安は日々増していきます。高齢者向け住宅の「安寿」は、冬季になれば入居希望者が増え、抽選になると聞いています。今後数年間は、高齢化比率も高くなり続け、より一層希望者が増える可能性があります。そこでお年寄りの生活環境・不安を少しでも解消するため、また保健福祉課や福祉事業所の訪問を効率よくするため、高齢者向け住宅を拡充する政策意思があるかどうかをお訪ねします。今、清水が町民より伺っている要望としては、新庁舎建設後、旧庁舎を建替え、高齢者向け住宅に成らないかというものです。この場所は消防、警察、診療所も近く、買い物もお隣で出来ます。町有地であれば除雪もしやすく災害、救急対応も行いやすく安心です。また支援を必要な方が集まることで、日々の支援業務も効率よく行なうことが出来ます。今後増えていくお年寄りのために高齢者向け住宅を拡充しませんか。回答をお願いします。

続きまして、町関連敷地の管理についてです。お祭り広場の用水路壁面、天面が動く状態にあり、子供が乗るとズレて、危険だと言う声がありました。イベントや管理業務を行う際に報告を受けてないかお訪ねします。区長対応が難しいもので、管理は誰がしているか分からぬ敷地や建物等で危険と判断した場合、落下物があった場合、町民や発見者は何処に問合せたら良いのかお答えください。またその場で怪我等があった場合、責任の所在はどうなるのでしょうか。併せてお答えください。

3つ目です。フォーシーズンテラスについてです。ウェブサイトに公開されているフォーシーズンテラスの2022企画提案発表から1年が経ちましたが、周辺環境整備や内装に変更が無いかお訪ねします。ある場合、何故変更内容をすぐに報告しないのか、それとも近日中に報告予定だったのかもお答えください。またフォーシーズンテラスの飲食テナントの募集に関してですが、希望事業者からすればテナント説明や質疑を行ってから、意志を示し、申し込みをすると思うのですが、なぜ事前説明や内覧会を行わないのでしょうか。現在工事中ということもあると思いますが、せめて分かりやすい図面や写真を提供するべきだと考えています。いかがでしょうか。

以上で、清水の質問は終わります。

○保健福祉課長

議長 保健福祉課長 山口

○宇野議長

保健福祉課長 山口君

○保健福祉課長

只今の清水議員の、高齢者向け住宅の拡充について、関するご質問にお答えいたします。現在、池田町における高齢者が住むことが出来る事業としましては、通年居住できる「池

田町サービス付き高齢者住宅、安寿ホーム」と、冬期間の半年のみ居住できる「池田町高齢者生活センター」の2つの事業がございます。まず池田町サービス付き高齢者住宅、安寿ホームの待機者につきましては、現在15名の方がいらっしゃいます。ただし、先を見越して早めに申し込まれている方、介護保険サービスを利用して在宅で生活が維持できている方、ショートステイなどのサービスを利用している方など、特に問題なく生活が今出来ている状況でございます。空き部屋が出た際に、入居の順番が来たと連絡する際も、まだ生活できるからと、入居を先送りされる方も多くおられ、待機者全員に声かけをいたしましても入居者が決定しない事もある事ございます。次に池田町高齢者生活センターは、例年、申し込みが定員超過する状況であります、入居できない方については、担当ケアマネジャーとご家族と包括支援センターが連携いたしまして、介護保険サービス等を利用して生活を維持することが出来ております。またこの冬は、申し込みが少なく、実質、現在空いている状況であります。このようなことから現段階では、高齢者向け住宅を拡充する予定はございません。

以上で、保健福祉課から清水議員へのお答えとさせていただきます。

○町土整備課長

議長 町土整備課長 山崎

○宇野議長

町土整備課長 山崎君

○町土整備課長

清水議員のお祭り広場の用水施設、また危険な建物等のご質問について、お答え致します。まずお祭り広場の管理につきましては、植栽の剪定、草刈、雪囲い等の業務を委託しております。ご指摘の用水施設について委託業者からの危険との報告は受けておりません。またイベント後の危険との報告も受けしておりません。なお、人が立ち入る可能性がある箇所の固定が不十分なコンクリート版につきましては、既に撤去し、雪解け以降に修繕することと致しております。次に危険な建物等につきましては、道路に面した建物からの落下物があった場合や危険と判断された場合においては、町土整備課にお問い合わせください。その他の場合におきましては、総務財政課にお問い合わせ願います。怪我等の責任の所在につきましては、原則として所有者、使用者がいる場合は、使用者になるものと認識しております。

以上、清水議員へのお答えとします。

○農村政策課長

議長 農村政策課長 中村

○宇野議長

農村政策課長 中村君

○農村政策課長

私より清水議員の、道のオアシスフォーシーズンテラスに関する質問にお答えします。はじめに、現在整備を進めている、本施設において、池田町のホームセンターに公開している内容と変更が生じていないのかとの質問にお答えします。現在ホームページに掲載している図面については、昨年5月末に行なわれたプロポーサル提案事業者の中から業者選定し、その提案書を掲載しているものであります。その後、選定した業者と役場において要求水準書を元に、実施内容の確認および協議を行い実施設計に移行しています。この実施設計の段階においては、バイオマスエネルギーの利用（薪ボイラーの設置）、芝生広場におきましては、ドックランは外して設計計画をしております。その他、各施設、各エリアの機能は、確保しながら実施を行っているところであります。

次に、現在行っている飲食テナントの出店意向を募集する前に、なぜ事前説明を行わないのかとの質問にお答えします。まず、池田町プロポーサル方式の実施に関するガイドライン、第10条、所管課の基本的な事務手順、第7項、説明会の開催におきましては、公示すなわち募集後において、必要に応じ説明会を実施すると謳われています。これらを踏まえ、12月13日～12月25日まで、出店応募意向の募集を行っております。12月26日に現地での説明会を開催し、またその後、出店申し込みを行うかどうかを各事業者で判断していただく予定となってございます。出店者募集を行う前に、特定の事業者の意見を聞く、また情報を提供するとなると、公正なプロポーサルの担保が保てないとの観点から、事前の説明は行わないことについては、妥当なものというふうに考えてございます。

以上、清水議員への答弁とさせていただきます。

○宇野議長

只今の理事者の答弁に対し、清水龍司君 よろしいですか。

○清水議員

議長 清水

○宇野議長

清水龍司 君

○清水議員

はい、高齢者向け住宅の拡充についてなんですけれど、今年に関しては、暖冬と言われているがために、そもそもが、そこまで除雪だったり、不安が少ないんじゃないかなというのがあるかと思います。今回は1室、たまたま空いているかもしれないですけれど、今後、高齢者の方たちが増えて、若い人たちが減り、という状態である場合、今、要望が少ないからだったりとか、今年少ないと訳で作らなければ、それこそ財政的にも、そもそも福祉関係に携わる方たちのお仕事がより大変になっていくと思います。もし良ければ、検討していただけたらと思います。

それとフォーシーズンテラスについてなんですけれど、実際、意向を示してから申し込みをするっていう形になっていると思うんですけど、ただ実際に見てみないと意向を示す

ことは、中々難しいんじゃないかと思います。飲食される方だと、どういう設備が必要なのかとか、その場で全て物が置けるのかどうかとか、そういうのも確認が必要になるので、今、町で準備する物とかは一覧で書かれていると思うんですけど、実際それプラスアルファ持っていないといけないという物は、増えていくと思います。その点考えると、先見える状態、図面で良いので見える状態があつた方が良いのかと思います。

○保健福祉課長

議長 保健福祉課長 山口

○宇野議長

保健福祉課長 山口君

○保健福祉課長

只今の清水議員の、高齢者向け住宅の拡充について、に関するご質問にお答えいたします。推計におきましては、今後、池田町の高齢化率は、引き続き上昇し続けます。しかし高齢者数は、母数が減っていく関係から減少していくとなっております。介護給付費につきましても、現在がピークと見ておりまして、今後、減少していくふうに考えております。このような事も踏まえまして現段階では、高齢者向け住宅を拡充する予定はございません。1日でも住み慣れた地域・家でお暮じ出来るような、寄り添うような保険事業を実施してまいりたいと考えてございます。ただし、清水議員のおっしゃられる通り、引き続き申し込み状況など注視いたしまして、令和4年3月の定例会の一般質問でもお答えした通り、役場庁舎移転に伴う跡地の活用の1つの考え方といたしまして引き続き議論の方はして参りたいと考えております。

以上で、保健福祉課から清水議員へのお答えとさせていただきます。

○農村政策課長

議長 農村政策課長 中村

○宇野議長

農村政策課長 中村君

○農村政策課長

只今の清水議員の再質問の中で、改めてですが事前に現場を見る、もしくは状況をお知らせした方が、イメージがわきやすいのではないかというところでございます。先程も申し上げました通り、事前の説明というのは意向を受けてからという形で、全体で説明を行うという方向につきましては、変わりません。ただ現在整備中ということもありまして写真等の掲載は実際無理かなと。ただホームページにつきましては、施設も含め公園部も含めた全体の図面を付けてございますが、小さかったというようなところも若干反省もしておりますが、施設の方の図面につきましては、修正をして追加させていただくという形で対応をさせていただくというふうに考えてございます。以上でございます。

○宇野議長

只今の理事者の答弁に対し、清水龍司君 よろしいですか。

○清水議員

はい、ありがとうございます。

○宇野議長

これにて清水龍司君の一般質問を終わります。次の質問者に移ります。

次の質問者は、丸石純一 君

○丸石純一

議長 丸石

○宇野議長

丸石純一 君

○丸石議員

丸石純一です。大きく4点、質問をさせていただきます。

冠山トンネルの開通で見えてきた課題認識について伺います。1973年に福井県と岐阜県が国へ要望し2008年に着工、そして2023年11月19日開通した冠山トンネル。これにより、冬期通行止めだった区間が解消され、福井県・岐阜県の県境を結ぶ安定的な交通が確保されることになりました。ここに至るまで、関係する国や県の皆様のご支援お力添えに感謝すると共に、開通に向けて取り組まれてきました町長をはじめとして、理事者の皆様のご尽力に心から敬意を込めてお礼申し上げます。

さて今回の開通により、推測の話から現実の問題となって出てきた課題がいくつかあると思います。行政視点として見えてきた池田町側の課題には、どのような問題が考えられるでしょうか、伺います。もちろんまだまだ開通してからの期間が短く、交通量をはじめとする実態が明らかになっていないため、今後、住民の方々の意見を参考に検討する必要があるとも考えております。また新しく開通したトンネルを使い国道417号線について、越前町議員と揖斐川町議員と共に調査し、意見交換の場を設けました。その中で池田町内では12基、岐阜県揖斐川町内で8基の標識がすでに修正されておりましたし、県では国道417号線の池田町志津原から県境までの冬期の通行止めであった区間において、安全な通行を確保するため道路状況確認カメラ3台と積雪を測る機械1基を整備しております、道情報ネットふくいで、年内に公開する予定と伺っております。このような大きな流れでありますが、辛い所に手が届くと言いますでしょうか、やはりもう少し分かりやすい場所に看板を設置したり、補足的な看板というものは必要になってくるのではないかと考えております。高速道路を降りてから池田町にどのように誘導していくのか、また揖斐川町からどのように池田町にアプローチしていくのか、その逆もあります。藤橋城や道の駅までの距離看板など、市町を超えた積極的な話し合いが必要だと思います。サイン看板

など今議会で修繕計画の予算が上程されていますが、先程のように市町を超えた計画について検討していませんか、伺います。

417号線沿いに建設中の町の駅フォーシーズンテラスについて伺います。工事の進捗状況についてですが、来春に向けての準備は順調でしょうか。雪の状況などにもよりますが改めて伺います。また現在フォーシーズンテラスでは、飲食の提供を行う事業者の募集をしておりますが、応募意向の公募締切が12月25日までの12日間と短く、公平性と競争性が確保できないだけではなく、周知もできない。確かに広報いけだでは15日に手元に届き、そちらの方には載っていましたが、これではまるで応募して欲しくないと感じのですが、どのような理由でしょうか。清水議員からも同質問が出ておりましたが、施設内部の設計図も載っておらず、議会としても現在どのような状況になっているのかも把握できておりませんが、是非とも応募意向をホームページに添付していただきたい。さすがにそれら無しで応募してきてくださいとは、言えない状況だと感じております。またテナントの募集期間が「募集期間が2年予定」と、2年間しかなく、町内の指定管理を例に取れば5年という任期をしているのに、なぜ2年の予定としたかを伺います。ソフトクリームの機械やガス台など、町の駅にあつたら良いなと思いつくものは、全て業者にお願いすることですが、初期投資の事を考えると5年単位が良かったのではないかと考えます。この辺りは、どのような協議があったのでしょうか。

続いて私自身、過去にアルバイトもしておりますし、何度も体験させてもらったアドベンチャーボートについて伺います。町のホームページを見る限り、ツリーピクニックアドベンチャーアイケダ（指定管理）というページにアドベンチャーボートと記載されておりますが、かつては池田屋さんが運営に携わっていたと記憶しております。大変、池田町と相性の良い体験が出来たと思うのですが、近年、水の問題により運営が出来ていないということが多くあったと記憶しております。フォーシーズンテラスの工事に伴い、アドベンチャーボートは一時的に中止となっていると認識しておりますが、中止することで事業者としては、損失が出ているのではないかと思います。補填する必要はないのかと危惧するところもあります。またはスキー場と同じように、業務委託になっているのでしょうか、改めて伺います。アドベンチャーボートについて、現在運営管理は誰が行っているのでしょうか。ツリーピクニックアドベンチャーのホームページを見ますと、今季、河川メンテナンスで運行中止となっておりますが、河川メンテナンスは順調でしょうか。来年以降、開始予定の判断や受付は、誰がどのようにするのでしょうか。是非とも、運営状況を整えましてアドベンチャーボートを来春のゴールデンウイークに運行していただきたいと思います。

最後に、今後、各種団体へのソフト面の支援について伺います。今後中京方面に、アプローチしていく中で、新幹線開業もあいまり、池田町には、過去最高人数の観光客が訪れる予想します。池田町には、中京東海圏と北陸とのつなぎ役としての役割も求められます。これまで町は、ハード面の支援をすることでカフェをはじめ新規事業がいくつも生まれ、観光客を留める準備を支援してくださったと感じております。一方で、商工農業者の全体が高齢化により廃業や世代交代をしたくても出来ていないという状況になっていることも事実でございます。このような中で町の政策として、多くの観光客を受け入れようとし、町の受け入れキャパシティーを超えて、人を呼び込むことが正しいのかどうかという

難しい判断となっております。杉本町長が先程所信表明でも触れておりましたが、住民や団体から意見を聞くとおっしゃっておりました。そのような中で、今後活力ある町民有志の集まりや各種団体、商工農業者などが中京・東海方面にアプローチをするようなイベントや企画、近隣市町と連携した企画、交通量が増えたことによるゴミの増加を抑止するような企画や交通トラブルを防ぐための看板作成など、大勢のお客さんを受け入れる準備をしていきたいとなった場合、町としてソフト面の支援として、新たな補助金の創設や各種団体の計画により予算の増強などを検討する必要があると考えますが、町としてどのような考え方か、町長に伺いまして一般質問を終わります。

○農村政策課長

議長 農村政策課長 中村

○宇野議長

農村政策課長 中村君

○農村政策課長

私より、丸石議員からの4つの質問にお答えします。

初めに、冠山峠道路開通後における、車両増加に伴う課題等についてお答えします。まず、来訪者が目的地までにスムーズに運行できる体制づくりを考えております。そのため町道における目的地・方向を示す青看板、施設を示す白看板、「役場駐車場」と「まちの駅こってコテいけだ駐車場」にある町全体のマップの改修に関する予算をお願いしているところでございます。

また、今回の道路サイン看板の改修は、来春からの円滑な交通に寄与できるように冬期間にて整備をするというふうに考えているものでございます。

また、市町を超えたサイン計画はどうか、との質問については、国県道を管理する福井県が中心となり進めるべきものであり、加えて我々としましては、岐阜県側での積雪情報、また道路情報などの提供も要請しているところでございます。

なお、池田町においては、他の市や町に池田町の看板を設置することは、当該領域の景観条例等のこともあり、積極的に行う予定はございません。

2つ目の質問として、道のオアシスフォーシーズンテラスにおける飲食テナントの募集期間が短いのではないか、との質問にお答えします。

「池田町プロポーサル方式の実施に関するガイドライン」では、募集期間の決めはないため、本ガイドライン第11条（その他）に謳われている「建設コンサルタント業務等におけるプロポーサル方式及び総合評価落札方式のガイドライン」における簡易公募型を参照しております。この中では、手続き開始から契約までの標準日数を35日～60日としております。今回の飲食テナント募集においては、12月13日からの意向申し込み、その後の現地説明会、質疑の受付、出店申し込み、企画提案、選定委員会、候補者の選定、最終の契約締結は、令和6年2月22日としております。この間、約70日間の期間を提示しており、募集、審査における公平性、競争性は確保されているものと考えております。

なお、12月13日から出店の申し込みがあれば提出いただき、建設中ではありますが建物内部を見ていただき、その後、正式出店申し込み、これにつきましては、1月4日から1月19日の期間を設けているものでございます。また、資料につきましても簡易なものとなっており、時間的な不足はないというふうに考えてございます。

次に、飲食テナントの2年間は短いのではないか、との質問についてお答えいたします。この2年間に設定した理由につきましては、様々な応募者があつたときに、特定の事業者に固定化されないようにすること、開業後の状況が読めないところもあるためこの期間を設定しているところでございます。

3つ目の質問として、アドベンチャーボートに関しての質問にお答えします。アドベンチャーボートの運営は、TPA自主事業として行っていたものでございます。令和3年度にTPAから人員の不足、自然条件による営業日数の不定期さ、これにより営業の継続は難しいというふうな申し出がなされました。その結果、休止となっているところでございます。また昨年からは、ご存じのとおり道のオアシスの工事実施に伴い、休止となっているところでございます。来年からの、ボート運航に関しては未定であります。

4つ目の、冠山峠道路開通、また新幹線敦賀開業に伴う来訪者の増加、またそれに事業者等の催しや、交通事故防止に向けた取り組み、また町内美化の維持についての質問についてお答えします。道路開通による交通量の増加は、地域経済の大きな好機と捉えております。この好機をどのように取り込むかについては、地域や事業者の連携が最も重要と考えております。一方、観光客増加に伴う問題も懸念されるところですが、ゴミの対応、美しいまちづくりに向けた行動については、各団体や住民の自治の力が求められるを考えます。町としては、これまでの団体への補助、集落活動への支援の中で対応していくたいと考えています。また、交通安全については、警察や交通安全協会と連携して事故のない安全なまちづくりに取り組みたいと考えております。

以上、丸石議員への答弁とさせていただきます。

○宇野議長

只今の理事者の答弁に対し、丸石純一君 よろしいですか。

○丸石議員

議長 丸石

○宇野議長

丸石 君

○丸石純一議員

最後の4点目の質問の部分なんですけども、ソフト面支援について新たに出来ないかというところで、2つほど伺います。1つは、中京圏へアプローチしていくという声が実際あるかどうか別として、そのような時にどこに相談を持って行けば良いか分からぬ、というような話を聞いております。それが例えばDMOなのか、内容にもよるんですけど、その中で農村政策課なのか、または全く存在しないのか、そういうところで

窓口としては、このような事をしたい、もしくは団体であっても個人であっても、そう言った思いがある時に、まずどこに相談に行って、こういう事がしたいんだけど、実際金がかかる、お金が無くとも出来るかもしれないけど、一緒に町として応援してくれないか、というようなことをどちらに相談しに行けば良いのか、というのが1点。そして後2年間ゲッター選手権等、冠山峠道路開通に向けた取り組みの1つとして捉えていたと思うんですけども、こちらについては、今年はどのようにするのか、という事を含め、関係課長に伺います。

○農村政策課長

議長 農村政策課長 中村

○宇野議長

農村政策課長 中村君

○農村政策課長

只今の再質問の中で、揖斐川との連携というようなお話については、あるのかないのかというところですが、今現在、商工会の方からそのようなご相談は受けております。またそのような事につきましては、農村政策課の方を窓口としていただければ結構です。ただし、まだ他の事業につきまして、集落の活動とか、そういうところにつきましては関係の課の方にお問い合わせいただければ、というふうに考えてございます。

○溝口副町長

議長 副町長 溝口

○宇野議長

副町長 溝口君

○溝口副町長

只今、ご質問があつたうち「恋い・来い・濃~いキャンペーン」の結果を踏まえた、来年度以降の取り組みについてどうだ、というご質問だと思いますので、私の方からお答え致します。2ヶ年やりました検証を今やりまして、その結果を踏まえましてからの来年度の予算要求ですので、現時点でこうする、ということは申し上げれません。まず2ヶ年の良い結果・悪い結果含めた検証をしっかりしているところでございます。以上です。

○宇野議長

只今の理事者の答弁に対し、丸石純一君 よろしいですか。

○丸石純一議員

議長 丸石

○宇野議長

丸石君

○丸石純一議員

先程、私の一般質問でもありましたように、実際交通量が増えて困っているというような意見を聞いておりますし、またはこれを千載一遇のチャンスと捉えている方もいらっしゃいます。そのような中で、町の中で足並みを揃えて向かって行ければ良いなと思うんですけど、現状として誰かが応援してくれる訳でなく、手を挙げた事業所が一人で頑張ってとなるよりも、町として何かしらの、しっかりとした窓口なり補助金等の応援をしてもらった方が良いかなと思いまして、質問させていただいた次第でございます。

もう1点、最後にすみません。フォーシーズンのテナントにつきましてなんですが、現段階で沢山募集が来ているとか、そういうことはございますでしょうか。伺います。

○農村政策課長

議長 農村政策課長 中村

○宇野議長

農村政策課長 中村君

○農村政策課長

只今の募集の状況ですが、今のところございません。ということでお答えさせていただきます。

○宇野議長

これにて、丸石純一君の一般質問を終わります。

これを持ちまして、通行者による一般質問を終わります。

○宇野議長

只今の、一般質問に対する理事者の答弁ならびに、先程の施政方針に対する関連質問がありましたら、お受けいたします。

質問はありませんか。

○宇野議長

これをもちまして、一般質問並びに関連質問を終わります。

○宇野議長

先程の町長より施政方針を加え、議案の提案理由の説明がありましたが、これより各議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

○宇野議長

質疑なしと認めます。これをもちまして、質疑を終わります。

○宇野議長

次に議案第67号専決処分の承認を求めるについて 専決第9号令和5年度池田町一般会計補正予算第9号について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○宇野議長

質疑なしと認めます。これより討論を行います。

討論ありませんか。

○宇野議長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第67号を原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

○宇野議長

全員起立です。よって議案第67号は、原案のとおり承認されました。

○宇野議長

お諮りいたします。

只今、議題となっています。議案第68号から議案第77号までを会議規則第38条の規定によりそれぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員各位

異議なし

○宇野議長

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布しております議案付託表のとおりそれぞれの委員会に付託することに決定いたしました。

只今、常任委員会に付託しました案件については、各常任委員会にて審議賜りたいと思います。

○宇野議長

以上で、本日の日程は終了しました。本日はこれにて 散会 します。

(午後3：13閉会)

議長

會議錄署名議員

會議錄署名議員